

税金のはなし

■ あなたの税金は
■ やすくなります

個人
民稅

個人 県民税

税金の

申告制度に変った

いますと、県民税の税金をかける方法が変つたからです。

改正前は、前の年に県民の皆さんのが納めなければならなかつた所得税の合計額に、百分の八をカケたものが県民税の総額となつていたのです。この総額を、各市町村に法で認められた計算によつて分けて、A市に住んでいる人々が納める県民税の総額はこれだけ……B町の分はこれだけ……というふうにきめていたのです。

各市町村では、割り当てられた県民税の総額を、市町村の納稅者のかたがたの所得に応じて割り当てていたのです。この方法を「配賦課税方式」と呼んでいました。

税率が變つた県民税さて、さきの国会で審議中になつた所得税法や地方税法の改正によつて、更にいろいろ県民税についても變つたのですが、のなかでも税率が變つたこと、番大きい改正点でしよう。どう變つたかといいますと、従来課税される所得の大きさに応じて〇・八%から五・六%と十三段階の税率になつていいのです。
それが、課税される所得の一百五十万円以下の所得に対

ては二%、百五十万円をこえ
所得の部分に対しては四%と

しかし、この場合合せひ知つて頂きたいのは、県民税の税金の増額分は、県民に増税することなく、今まで所得税として国に納めて頂いていた税金の中から一部を県の方に納めて頂くことで晦うということです。

しかも所得税（国税）そのものが減税されますので、県民の皆さんの税負担額は、総額では相当軽くなることに注意して下さい。

このように、国に納めていた税金を、県の方に納めるよう制度を改正するのを「税源の配分」とむづかしいことばで云つ

〔給与所得者の場合〕
夫婦及び子3人(扶養親族15才以上1人、未満2人)

	所得税	県民税	合計
これまで	円 9,385	円 1,206	円 10,591
37年分	6,308	2,197	8,505
38年以降	5,908	2,197	8,105
これまでの額と38年 以降との増減額	3,477円(減)	991円(増)	2,486円(減)
全上増減率	37.0%(減)	82.2%(増)	23.5%(減)

そしてこの方式を採用してい

二段階の税率に変りました。

ています。

そしてこの方式を採用してい
たときは、納税者のかたがたの
所得も、県民税の税額も、市町
村で調査しきめていたので、納
税者の皆さんに申告書を提出し
て頂かなくてもよかつたわけで
す。

二段階の税率に変りました。
こうすることによって、県民
税だけからみれば、確かに税金
がふえて県民税の総額も大きくな
りました。政府の施策として
も減税が叫けばれているのに、
県民税だけが増税になるのは見
合が悪いじやないかという声が

減税の実例をみる

では、どれくらい減税になるか、実例でお話しますよう。▼まず、給与所得者の例として、は熊本市内の会社員Kさん（四十五才）の場合には……夫婦と子供三人（十五才以上一人、十五才未満二人）で、俸給など、の年間総所得額は五十万円。これに対しても、これまで払つていま

う。（税制改正が今年の四月一日からですから、三十七年分は三月までは古い税制によっています。だから三十八年以降の分よりも、いくらかたかくなつているわけです）
前の表でもわかるように、Kさんの場合、合計では、三十七年分では一千八十六円やすくなり、三十八年以降では一千四百八十六円もやすくなるわけです。
▼つぎは、事業所得者のうち、白色申告者の例として、山鹿市とのMさん（五十二才）の場合：夫婦と子供三人（十五才未満二人、事業専従者一人）で、年間総所得額はこれも五十万円。表にすると下のようになります。
Mさんは、夫婦と子供三人（扶養親旅十五才未満二人、二十五才以上の事業専従者一人）で、年間総所得額は、この方も五十万円です。

ことがありますので、これについてもそうならないよう調整する方法もとられています。

また、三十六年は所得税がかかつたが、三十七年は扶養親族がふえたとか、三十七年の中途で廃業、退職などしたため所得税がかからなくなつた人は、三十七年の所得税の減税の恩典を受けないで県民税だけが高くなるかつこうになるので、この高くなつた税金は申請によつて三十八年にお返しするという制度もあります。三十七年の所得税がかかるか、かかるいかは三

個人事業税

〔事業所得者（白色申告）の場合〕			
夫婦及び子3人（扶養親族15才未満2人事業専従者1人）			
	所 得 税	県 民 税	合 計
こ れ ま で	円 19,076	円 2,274	円 21,350
37 年 分	14,339	3,863	18,202
38 年 以 降	13,717	3,863	17,580
これまでの家と38年 以降との増減額	5,359円(減)	1,589円(増)	3,770円(減)
全 上 増 減 率	28.1%(減)	69.9%(増)	17.7%(減)

〔事業所得者（青色申告）の場合〕
夫婦及び子3人（扶養親族15才未満2人
25才以上の事業専従者1人）

		所 得 税	県 民 税	合 計
		円	円	円
こ れ ま で		12,783	1,853	14,636
37 年 分		9,283	3,036	12,319
38 年 以 降		8,783	3,036	11,819
これまでの額と38年 以降との増減額		4,000円(減)	1,183円(増)	2,819円(減)
全 上 増 減 率		31.3%(減)	63.8%(増)	19.2%(減)

十八年三月にならないと確定しないからです。

ら差し引かれる事業専従者控除の制度も額のちがいこそあれ、事業税でも認めているわけで

などの料金が三千円をこえる場合には一五%、三千円以下の場合は一〇%、旅館の宿泊料金

かつたが、三十七年は扶養親族がふえたとか、三十七年の中央で廃業、退職などしたため所得がかかるなくなつた人は、一十七年の所得税の減税の恩典を受けないで県民税だけが高くなるかつこうになるので、このままくなつた税金は申請によつて十八年にお返しするという制度もあります。三十七年の所得控

個人事業税

納めるしくみに
これまで料理店
バレー、飲食店
ぞれの場所によ
られていました
場所ごとの税率
めて、お客様の消
税率を区分する
た。

お客様から料金と税金を受け取つた場合には「公給領収証」を交付しなければならないことになります。